

(目的)

第1条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月）」及びその他の関係法令等（以下「法令等」という。）に基づき、科学的観点、動物愛護の観点、環境保全の観点及び動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類及び爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学において実施する動物実験等に関して統括する。

(委員会)

第4条 本学の動物実験等に関し必要な事項は、安全委員会（以下「委員会」という。）が所掌する。

2 前項の必要な事項については、別に定める。

(動物実験責任者)

第5条 本学に、動物実験等に関し必要な指導監督を行わせるため、学長の下に、動物実験責任者を置く。

2 動物実験責任者は、動物実験、実験動物の飼養に関する知識及び技術に習熟した本学教員のうちから、学長が委嘱する。

3 動物実験責任者の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 動物実験責任者は、次の各号に掲げる任務を行うものとする。

一 動物実験等が法令等及びこの規程に従って適正に遂行されていることを確認すること。

二 動物実験実施者に対し、代替法の利用、使用数の削減及び苦痛の軽減の3R (Replacement、Reduction、Refinement)（以下「3R」という。）に基づく適正な動物実験等に関する指導・助言を行うこと。

三 実験動物管理者に対し、実験動物の飼養保管施設を整備し、良好な環境での飼養保管について指導・助言を行うこと。

四 その他動物実験等の安全確保に関する必要な事項の処理に当たること。

5 動物実験責任者が出張、疾病その他の理由により長期にわたりその任務を行うことができないときは、学長は、その任務を代行させるため、動物実験責任者の代理を置くものとする。その場合、第2項の規定を準用する。

(動物実験実施者)

第6条 動物実験実施者は、動物実験責任者の指示に従うとともに、法令等及びこの規程を遵守し、動物実験等の実施に当たっては、「3R」の原則に基づき適正な動物実験を行い、また、安全確保に努めなければならない。

(実験動物管理者)

第7条 実験動物管理者は、動物実験責任者の指示に従うとともに、法令等及びこの規程を遵守し、実験動物の飼養保管施設を整備し、良好な環境で飼養・保管を行い、また、安全確保に努めなければならない。

(動物実験等の申請手続き)

第8条 動物実験実施者は、実験を実施しようとする場合には、別表に定める動物実験計画書を添えて、学長に承認申請をしなければならない。

- 2 学長は、前項の規定による承認申請があったときは、委員会の議に基づき、その承認の可否を決定するものとする。
- 3 学長は、前項の決定を行ったときは、動物実験実施者に通知するものとする。
- 4 第1項から前項までの規定は、実験計画を変更しようとする場合について準用する。
- 5 実験動物管理者は、実験動物の飼養保管施設を設置する場合は、別表に定める飼養保管施設設置承認申請書を添えて、学長に承認申請をしなければならない。
- 6 学長は、前項の規定による承認申請があったときは、委員会の議に基づき、その承認の可否を決定するものとする。
- 7 学長は、前項の決定を行ったときは、実験動物管理者に通知するものとする。

(実験の終了又は中止)

第9条 動物実験実施者は、実験を終了し、又は中止したときは、別表に定める動物実験結果報告書により速やかに学長に報告しなければならない。

(記録の保存及び報告)

第10条 動物実験実施者及び実験動物管理者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存し、年度ごとに飼養・保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告する。

(安全確保)

第11条 動物実験責任者、動物実験実施者及び実験動物管理者（以下「責任者等」という。）は、実験動物の逸走防止に努め、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設外に逸走した場合には、速やかに関係機関に連絡するなど必要な措置を講じること。

- 2 責任者等は、実験動物の感染症、咬傷等の予防に努め、発生時には必要な措置を講じること。
- 3 責任者等は、動物実験等の実施に関係のない者が実験動物に接触しないようにすること。

(教育訓練)

第12条 動物実験責任者は、動物実験実施者及び実験動物管理者に対し、実験開始前に、法令等及びこの規程を熟知させるとともに、法令等に定める教育訓練を受けさせなければならない。

(自己点検・評価及び情報公開)

第13条 学長は、委員会に対し、動物実験等について自己点検・評価を行わせ、その結果について、学外者による検証を受けるように努めなければならない。

- 2 学長は、動物実験等に関する状況について、毎年1回程度公表するものとする。

(雑則)

第14条 この規程の定めるもののほか、必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、委員会及び教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

附 則 (20 規第 16 号制定)  
この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。